

議 第 5 5 号

税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る。

令 和 3 年 (2 0 2 1 年) 6 月 7 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 (昭 和 3 5 年 条 例 第 1 0 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 1 3 条 第 2 項 中 「 及 び 扶 養 親 族 」 の 次 に 「 (年 齢 1 6 歳 未 満 の 者 及 び 控 除 対 象 扶 養 親 族 に 限 る 。 以 下 こ の 項 に お い て 同 じ 。) 」 を 加 え る。

第 2 2 条 の 6 第 1 項 第 2 号 及 び 第 3 号 中 「 寄 附 金 (」 の 次 に 「 出 資 に 関 す る 業 務 に 充 て ら れ る こ と が 明 ら か な も の を 除 き 、 」 を 加 え 、 同 項 第 4 号 中 「 を 除 く 。 」 を 「 及 び 出 資 に 関 す る 業 務 に 充 て ら れ る こ と が 明 ら か な も の を 除 き 、 」 に 改 め 、 同 項 第 5 号 及 び 第 6 号 中 「 寄 附 金 (」 の 次 に 「 出 資 に 関 す る 業 務 に 充 て ら れ る こ と が 明 ら か な も の を 除 き 、 」 を 加 え 、 同 項 第 7 号 中 「 を 除 く 。 」 を 「 及 び 出 資 に 関 す る 業 務 に 充 て ら れ る こ と が 明 ら か な も の を 除 き 、 」 に 改 め 、 同 項 第 8 号 中 「 寄 附 金 (」 の 次 に 「 出 資 に 関 す る 業 務 に 充 て ら れ る こ と が 明 ら か な も の を 除 き 、 」 を 加 え 、 同 項 第 9 号 中 「 も の 」 の 次 に 「 、 出 資 に 関 す る 業 務 に 充 て ら れ る こ と が 明 ら か な も の 」 を 加 え る。

第 2 5 条 の 3 の 3 第 1 項 中 「 控 除 対 象 扶 養 親 族 を 除 く 」 を 「 年 齢 1 6 歳 未 満 の 者 に 限 る 」 に 改 め る。

附 則 第 4 条 の 4 第 1 項 中 「 及 び 扶 養 親 族 」 の 次 に 「 (年 齢 1 6 歳 未

満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」
を加える。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第13条第2項及び第25条の3の3第1項の改正規定並びに附則第4条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟県柏崎市税条例第22条の6第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の新潟県柏崎市税条例第22条の6第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に掲げる規定による改正後の新潟県柏崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市税条例（昭和35年3月25日条例第10号）

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数を一を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第9号までに掲げるものに関しては、それぞれ新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合において、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数を一を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第9号までに掲げるものに関しては、それぞれ新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合において、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所</p>

改正後

得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的に限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(10) (略)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しななければならない。

改正前

得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(10) (略)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しななければならない。

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略) 2～5 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略) 2～5 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第4条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第4条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第21条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第22条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。））」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第5条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第22条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。））」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。））」として、同条の規定を適用することができる。</p>